

様式18(第2条関係)

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書			
浜 第 号 年 月 日		納付(納入)の義務があると認められる者 住所又は所在地 氏名又は名称 様	
浜松市長 印		次のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により 通知します。	
保 全 差 押 金 額			
年 度	税 目	金 額	備 考
1 この通知後は、市は、地方税法第16条の4第1項の規定に基づき、直ちに財産の差押えをすることができることとなります。 2 差し押さえた財産は、その差押えに係る市税の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ、換価しません。 3 この保全差押金額に相当する担保として、地方税法第16条第1項各号に掲げるもの又は金銭を提供すれば、差押えの猶予の申請又は差押え解除の請求をすることができます。			

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。